

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2025. 4. 16**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

非課税は入院給付金だけ？

発行者：牧野FP事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 641 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

非課税は入院給付金だけ？

:

医療保険や死亡保険に医療特約などを付加して、
その保険商品の約款で定められた、
疾病やケガなどで入院した時に、
保険会社に手続きをすれば、
入院給付金等が支給されます。

この入院給付金を、
被保険者本人が受け取った場合は、
所得税や住民税は課税されません。

非課税なのです。

そこで今回は、
非課税の給付金や保険金を検証します。

お伝えする内容は次のとおりです。

1. 非課税となる理由
2. 非課税の給付金・保険金
3. 医療費控除
4. 相続
5. まとめ

1. 非課税となる理由

なぜ非課税なのかその理由は、

身体の疾病や傷害などで、
生命保険や医療保険の契約に基づいて受取る、
給付金や保険金は、

税法上、非課税となっているからです。

なお、給付金と保険金の違いは、

給付金は、保険契約が継続しているときに、
一度とは限らず受け取るものです。

保険金は、死亡時や満期時に
一度受取れば、保険契約自体が消滅します。

2. 非課税の給付金・保険金

具体的には、次の
給付金や保険金が非課税になっています。

- ・入院給付金
- ・手術給付金
- ・通院給付金

- ・ 疾病（災害）療養給付金
 - ・ がん診断給付金
 - ・ 特定疾病（三大疾病）保険金
 - ・ 先進医療給付金
 - ・ 特定損傷給付金
 - ・ 放射線治療給付金
 - ・ 障害保険金（給付金）
 - ・ 高度障害保険金（給付金）
 - ・ リビング・ニーズ特約保険金
 - ・ 介護保険金（一時金・年金）
 - ・ 就業不能給付金
 - ・ 生活障害保険金（一時金・年金）
- などです。

3. 医療費控除

非課税の給付金や保険金を受け取った時、
年末調整や確定申告で、
収入の申告は必要ありません。

また確定申告で、「医療費控除」の申告を
するときには、
「負担した医療費」から
「受け取った入院給付金」を差し引いた金額を
申告します。

4. 相続

第2項の非課税の給付金や保険金を、
被保険者が保険会社に、
請求する前に亡くなった時、

未請求の給付金は、
相続税の課税対象となります。

その相続税法では、
相続人が保険金を受け取る場合に限って、
「500万円 × 法定相続人数」は、
非課税となっています。

しかし、この未請求の給付金には、
相続税非課税の適用はされません。

また、受取った非課税の給付金などを
被保険者が、使い切ることなく残して、
亡くなった時、

その分は、相続税の課税対象となります。

5. まとめ

非課税の対象となる保険商品を含めて、
根本的に保険に加入する時は、
加入しようとしている保険商品は、

- ・ 保障内容は適切か？
- ・ 他社の保険商品と比較して保険料は適切か？
- ・ 保険料の支払額総額と最大支給される
給付金や保険金額を比較して、保険料を
払いすぎることはないか？

保険に加入する前に、検証して、
将来、家計支出を削減するための
見直しの対象にならない保険に、
加入することも大切です。

<参考文献>

公益社団法人生命保険文化センター

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

非課税の保険商品に加入するのは、

万が一の保障として、

家計を守る面でも、

大切かもしれません！

それ以上に、

必要な保障だけを、

保険商品求め、加入するとも大切です！

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

上記第 2 項の

給付金や保険金が非課税の保険商品、

すべてに加入している方は、

いないでしょう！？

:*:

◆ 「人生の添乗員 (R)」 牧野寿和のプロフィール

*:

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 22 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学 (東海大学卒業)
以外は、名古屋で居住。

1982年～2001年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ1100件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

- ・メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」
- ・【MID-FM761「魁（さきがけ）トップインタビュー」
パーソナリティーノ瀬芳翠先生」に出演

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、三重県、首都圏や関西にもリモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
